

「サラリーマンの妻のかしこい働き方」 質疑応答一覧

いただいたご質問につきまして、以下のとおり回答いたします。ご確認ください。

	Question	Answer
1	8ページの中ほどにある枠内の計算式が分かりません。	年間103万円給与収入時の住民税の計算式です。 (年間103万円では所得税は0円、住民税は7500円) 計算式は所得税と同じですが講座の中でお伝えした通り住民税と所得税では控除の額が違います。又住民税独自の控除もあります。今回は時間の関係で住民税については詳しくお伝えしておりませんが「壁」という意味で非課税ラインの比較をお伝えしました。※もっと詳しく具体的な住民税を知りたい方は市役所が住民税の窓口です。
2	Wワークの場合は合計収入にすればいいだけですか？それぞれ控除も引けるのでしょうか？	Wワークの収入という意味ではそれぞれを足した合計です。給与収入時の控除は年末調整で行いますが、どちらか1カ所で行います(控除はWで差し引けません)
3	夫が定年退職した場合、その後の妻のパートでの働き方についてのお勧めはありますか？	妻の年齢にもよりますが比較的軽く働くなら106万円からの契約で社会保険の有る会社で働く国民健康保険ではなく厚生年金保険になるので将来の年金増が見込めます。 妻が社会保険に加入して働く場合夫の年金額によりますが妻の所得から夫が配偶者控除が受けられ夫を社会保険の扶養に出来ることもあります。
4	p4赤※印「合計所得金額が48万円以下」とありますが、扶養者全員の合計ですか？それとも扶養者(一般と特定扶養(19歳以上23歳未満)それぞれですか？	一般と特定扶養(19歳以上23歳未満)それぞれです。 例えば19歳の子供が年間給与収入103万円=所得48万円を超えると夫(子供から見たら父親)の所得から63万円の控除を受けることが出来なくなります。
5	妻の方にも個人で将来に備えている保険料控除はつけられますか？それとも一人が複数バイトしている場合の合計なのか、詳しく知りたいです。	妻の方にも個人で将来に備えている保険料控除はつけられます。但しP7の103万円の場合でご説明した通り給与所得控除と基礎控除で103万円になるのでそれ以上の収入があり税金が発生している場合に有効です。又基本的に保険料控除は保険料を支払っている方(保険契約者)で行います。
6	ご質問です。おまけにある医療費控除についてですが、世帯でまとめて申告する場合、所得の多い者が申告した方が還付額が多くなりますか？	所得の多い者が申告した方が還付額が多くなります。
7	住民税の部分の級地区分は変わることはあるのですか？	級地区分の見直しが有るので変わることは有ります。彩の国ホームページに最終更新のものが掲載されていますのでご確認ください。
8	国民年金、国民健康保険にすると負担が増えるのはなぜか、ざっくりでいいので、会社の社会保険の場合との比較額を教えてくださいましたら嬉しいです。もしご回答いただけたら、本日時間がないので、後日HPで確認させていただきます。	国民年金は令和3年度の保険料は16,610円です 国民健康保険は市区町村によって金額が違いますが社会保険より割高なことが多いです 国民年金 国民健康保険加入では27万円/年 社会保険加入では17万円/年(保険料は各健康保険組合によってそれぞれ異なりますので概算です 年収130万円 年齢30代で計算) 又、国民年金は厚生年金と違い 将来もらえる年金はふえません
9	今日の話をもっと詳しく知りたいのですが、知るためにおすすめの書籍やホームページなどがあったら教えてほしいです。	・「本当の自由を手に入れるお金の大学」 ・「図説まるわかり いちばん詳しくてわかりやすい おかねの 基本」 ・「年をとっても困らないお金のチカラUP術」 ・「一生困らない自由を手に入れるお金の教室」 ・「一般論はもういいので私の老後のお金「答え」をください！」 ・「サラリーマンのための「手取り」が増えるワザ65」 などがお薦めです
10	親から、年100万円の贈与？があった場合、それも収入になりますか？その場合、確定申告の対象になりますか？夫の扶養から外れることになりますか	贈与税の基礎控除は年間110万円です。 収入にはなりません。確定申告の必要も有りません。夫の不要から外れません。